|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新規 | 更新 | 変更 | 　　　　第　　　　号　　　年　　月　　日 |

（様式第３号）

　　道路占用　許　可回　答　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の目的 |  |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車　線 ・ 歩　道 ・ その他 |
| 場所 |  |
| 占用物件 | 名　　　　　称 | 規　　　　　模 | 数　　　　　　量 |
|  |  |  |
| 占用の期間 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　　間 | 占用物件の構造 |  |
| 工事の期間 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　　間 | 工事実施の方法 |  |
| 復旧者及び復旧方法 | 原因者 | 添付書類 | 位置図　平面図　横断図　縦断図　構造図　求積図　字図　設計書　仕様書他の法令等による許認可書　他の者の承認書　現況写真　保安対策図 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日　令和　　　年　　　月　　　日付で 申 請協 議 のあった占用については、別紙の条件を付して 許 可回 答 します。 |
| 占用料 | 初年度 | ￥　　　　　　　　　 | 　（算定） |
| 年額 | ￥　　　　　　　　　 |
| 　　　　（履行期限）納入通知書により指定する期限 |
| この道路占用許可について不服があるときは、道路法及び行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事になります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |